

## (資料60) 環境マネジメントシステムの概要

平成19年4月に「環境マネジメントシステム運営規程」を策定し、19年度より環境マネジメントシステムの運用を通じて環境配慮の取組の一層の充実を図ることとした。その概要は以下のとおり。

- (1) 規格化されたシステムのガイドラインを参考に構成しており、いわゆる PDCA サイクル (Plan, Do, Check, Action) に基づく構成である。
- (2) 体制としては、最高環境管理責任者として理事（企画・総務担当）を充て、環境管理に関する事務を統括するとともに、必要な措置を理事長に提言する。それを補佐する役として、統括環境管理責任者（総務部長）を置く。また、所内のマネジメントシステムの運営・管理、法令遵守の確保等の実務を担うため、総務部総務課に担当部署を設けることとする。内部監査は、監査室長を責任者として行うこととする。
- (3) また、ユニットごとに、環境管理責任者（ユニット長）及び課室環境管理者（課室長）を置き、ユニット職員の取組について、是正措置、予防措置を講ずることとする。
- (4) 19年度の取組項目としては、第2期中期計画に掲げられた環境目標を中期的な目標として活用することとし、それらに加え、①「水使用の削減」の対象に地下水を加えることで上水使用量と合わせたトータルな水資源の管理を行うこと、②通勤に伴う環境負荷についても自主的な削減に取り組むこと、などを加えることとする。なお、取組項目ごとに、年度目標を立てることとしており、中期的目標を前年すでに上回った項目については、前年度の状況を悪化させない目標（同レベルを維持又は向上）を設定することとする。
- (5) 取組を適切に実施するために、職員等を対象に、毎年度教育・訓練を行うとともに、3ヶ月に一度、職員の取組の実施状況を把握し、環境管理委員会において各ユニット長が報告する。二酸化炭素排出、廃棄物発生等の環境負荷の状況については、毎月、統括環境管理責任者がユニット長会議にて報告する。
- (6) なお、当研究所の独自の工夫としては、以下の点があげられる。
  - ・ 研究の内容、手法等は千差万別であることから、研究現場における環境配慮に関する取組内容は、各研究者が自ら定め実施することとしたこと
  - ・ 取組の参考となる研究、環境負荷低減の可能性や手段に関する研究を、所内で奨励し、その結果を取組に係る計画に反映させる予定であること
  - ・ システムの効果的な見直しのために所内研究者が自らのシステムについて評価を行う研究を奨励し、その結果をシステムの見直しに反映させる予定であること